

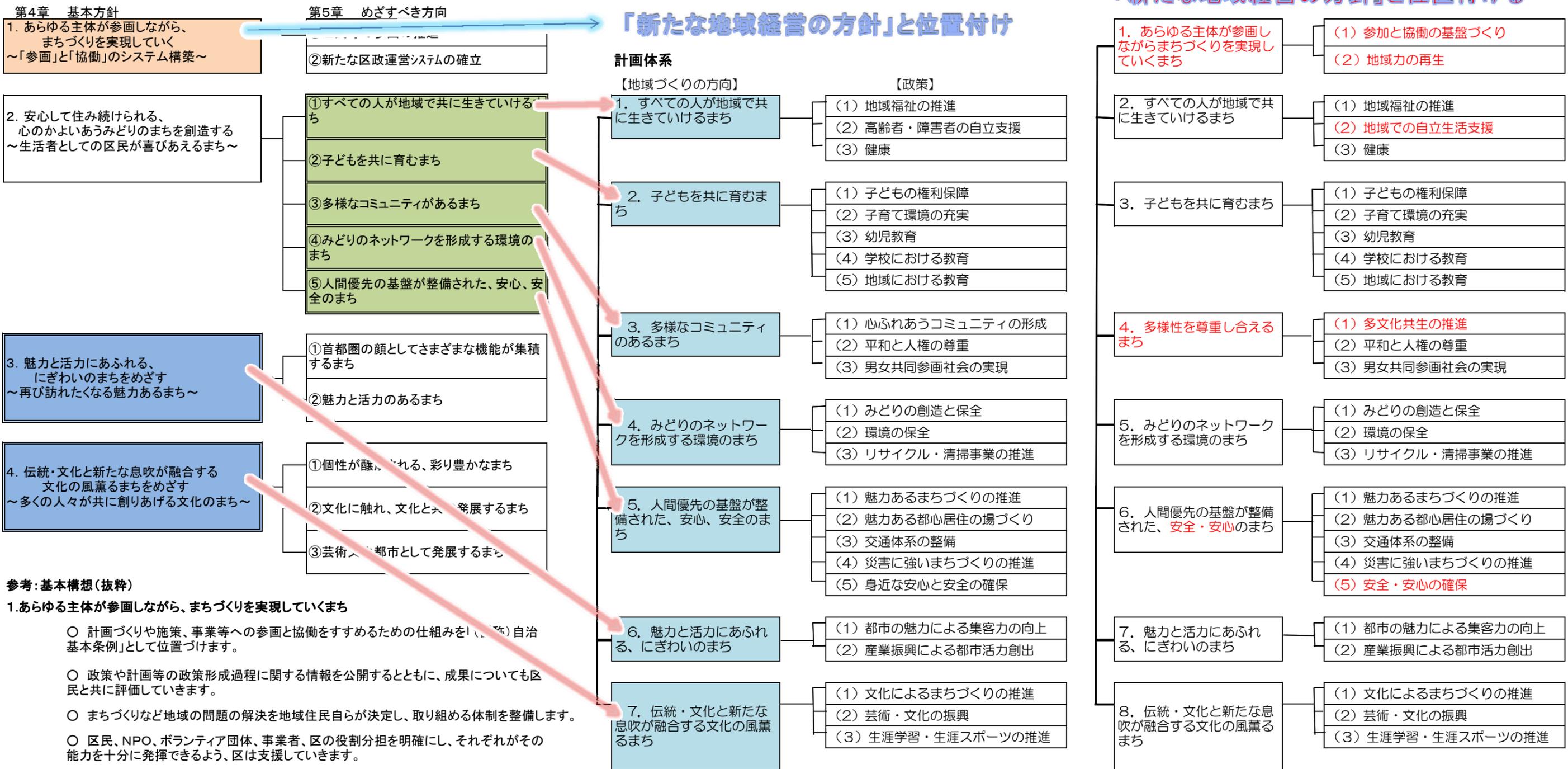
基本構想と基本計画の体系比較表

基本構想 基本方針とめざすべき方向

基本計画 新たな地域経営の方針と計画体系

後期基本計画 地域経営の方針と計画体系

「安全・安心都市の推進」を 「新たな地域経営の方針」と位置付ける



参考:基本構想(抜粋)

- 1.あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち**
- 計画づくりや施策、事業等への参画と協働をすすめるための仕組みを()自治基本条例」として位置づけます。
 - 政策や計画等の政策形成過程に関する情報を公開するとともに、成果についても区民と共に評価していきます。
 - まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備します。
 - 区民、NPO、ボランティア団体、事業者、区の役割分担を明確にし、それぞれがその能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。

- 2.安心して住み続けられる、心のかよいうみどりのまち**
- ① 多様なコミュニティがあるまち**
- それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。
 - 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくります。
 - 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくります。